

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年1月 14 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500382 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2500022 号

第1 結論

請求者のA社（厚生年金保険の適用事業所名称は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 61 年 1 月 31 日から同年 2 月 16 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

昭和 61 年 1 月 31 日から同年 2 月 16 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 61 年 1 月 31 日から同年 2 月 16 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 1 月 31 日から同年 2 月 16 日まで

私は、A社に昭和 61 年 2 月 15 日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同年 1 月 31 日になっている。

調査の上、昭和 61 年 2 月 16 日をA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和 61 年分給与所得の源泉徴収票及び同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる請求者の昭和 60 年 12 月の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 61 年 1 月 31 日から同年 2 月 16 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500390 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2500021 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 22 年 8 月 4 日の標準賞与額を 3 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 22 年 8 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 21 年 7 月
② 平成 21 年 12 月
③ 平成 22 年 8 月

A 社 B 事業所において勤務していた期間のうち、請求期間①から③までにおいて、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から③までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間③について、事業主から提出された平成 22 年に係る年間賃金台帳（項目別）（写）（以下「賃金台帳」という。）及び事業主の陳述により、請求者は当該期間において、A 社から標準賞与額 3 万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③の賞与支払年月日については、事業主の陳述、同僚の回答及び同僚に係る

賃金台帳並びに同僚から提出された平成22年に係る上期賞与明細書(写)及び預金通帳(写)から、同年8月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年8月4日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、事業主は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額については不明である旨陳述している。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与明細書、預金通帳等を所持していない上、請求者が当該期間に係る給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、保管期限(10年)を過ぎた期間の入出金明細等は破棄しているため発行することができない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る賞与が支給された事実を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における賞与の支給並びに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500389 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2500014 号

第1 結論

昭和 63 年＊月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年＊月から平成 2 年 3 月まで

私は、大学在学中の昭和 63 年＊月に 20 歳になったが、母親から、私の国民年金の加入手続きを A 市役所 B 出張所で行い、就職する直前の平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を同出張所又は金融機関で納付してくれていたと聞いている。請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学在学中の昭和 63 年＊月に 20 歳になったので、母親が A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、就職する直前の平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれていたと母親から聞いている旨主張しているところ、請求者の母親からは、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について具体的な陳述を得ることができない上、請求者は、これらに直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（写）に記載されている国民年金手帳記号番号（＊）は、請求者が転居後の住所地であったとする C 市を管轄する D 社会保険事務所（当時）で払い出された番号であることが確認できる上、オンライン記録によると、年金手帳（写）に記載されている「初めて上記被保険者となった日」である平成 5 年 4 月 21 日より前に国民年金に加入した記録は確認できることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に前述の国民年金手帳記号番号のほかに、請求期間当時において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記

号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、A市は、請求期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。